

[10] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/27501>

出版情報：哲学論文集. 10, 1974-09-21. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学学会会則

第一条 本会は九州大学哲学会と称する。

第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。

第三条 本会の事務所は福岡市箱崎、九州大学文学部内におく。

第四条 本会の会員は正会員・特別会員及び名譽会員とする。

一、正会員となることが出来る者は次の者とする。

九州大学文学部哲学・倫理学教官
九州大学教養部哲学・倫理学・論理学教官

九州大学文学部哲学哲学史・倫理学専攻学生・卒業生及び研究生

九州大学大学院文学研究科哲学・西洋哲学史・倫理学専攻学生及び学生たりし者その他委員会で適当と認めたる者

二、特別会員は前項教官のうち教授・助教授及び専任講師を退職した者とする。

三、名譽会員は本会で適当と認めたる者とする。

第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

一、毎年一回大会の開催

二、会誌等の刊行

三、研究資料の蒐集及び交換

四、国内の関係学術団体との連絡

五、研究会、講演会等の開催

六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第六条 本会に次の役員をおく。

一、委員 若干名 (内委員長一名、常任委員若干名)

二、会計監査 二名

三、幹事 若干名

第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば委員会の決議によって臨時に開くことが出来る。

第八条 委員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。

第九条 委員会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依頼し、その他必要な場合は専門役員を依頼する。

第十条 委員の互選により、常任委員若干名をおく。

第十一条 委員の互選により委員長一名をおく。

第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を招集し、委員会にはかつて総会を招集する。

第十三条 正会員の互選により、会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。

第十四条 務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

第十五条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。

第十六条 正会員は所定の会費を納めるものとする。

第十七条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。

本会則の変更は総会の決議による。

※付則

一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもって委員会に申し出、その承認を得なければならぬ。

二、本改正会則は昭和四十五年九月二十七日から之を施行する。

編集委員

稲垣良典
松永雄二
山崎庸佑